

◆北海道におけるまん延防止等重点措置◆

# 公共施設等の利用について

町内の公共施設等の利用について、緊急事態宣言地域及びまん延防止等重点措置地域にお住まいの方につきましては、8月31日（火）までの間は、下記施設の利用はできません。ご不便をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

施設等	問合せ先	施設等	問合せ先
社会教育センター	65-5311	小中学校（学校開放）	65-5381
公民館		寿公園	65-2116
図書館		多目的広場	
郷土館		芝サッカー場	
体育館		パークゴルフ場	
町民プール		生活館	65-2112
本町公園		子育て支援センター （はぐくみ内）	74-6117
野球場		子育て世代包括支援センター （保健センター内）	65-2131
ゲートボール場		児童館	
テニスコート		みなクル	65-2118
文化ホール	65-6066		

※ご不明な点は、各施設に問合せください。